○四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱

平成１６年５月１１日
告示第１９８号
改正　平成１８年３月２７日告示第９４号
平成１９年４月１日告示第１６５号
平成２０年４月１日告示第１６２号
平成２１年４月１日告示第２００号
平成２３年４月１日告示第１１３号
平成２３年１０月１１日告示第３７１号
平成２４年７月３０日告示第３４４号
（題名改称）
平成２５年５月２９日告示第３３６号
平成２５年１２月５日告示第５１１号
平成２８年３月３１日１７８号
平成３０年３月２７日告示第１３６号
平成３１年３月２８日告示第１７８号
令和３年４月１日告示第２５０号
令和４年３月２４日告示第１４１号
令和４年８月１６日告示第４９７号
令和５年２月２２日告示第５５号
令和６年７月２日告示第５３５号
令和７年３月２５日告示第１１６号
令和８年３月３１日告示第１７５号
令和８年６月２４日告示第４４４号

（目的）

第１条　この要綱は、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条第１項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第６条第１項の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、木造住宅耐震補強工事等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて四日市市補助金等交付規則（昭和５７年四日市市規則第１１号）に定めるもののほか、必要

な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成２１年告示２００号・２４年３４４号・２５年５１１号〕）

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　旧基準木造住宅　四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成１５年四日市市告示第２１２号）第３条に定める住宅をいう。

(2)　木造住宅耐震診断　次のいずれかに該当する診断をいう。

ア　四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づく診断

イ　建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法1（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断

(3)　補強計画　旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成１４年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「旧マニュアル」という。）に基づいて診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4)　評点　三重県木造住宅耐震診断マニュアル等でいう上部構造評点とする。

(5)　耐震補強工事　木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(6)　部分改修工事　次のいずれかに該当する工事とする。

ア　木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された階数が２以上の旧基準木造住宅について、１階部分の評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

イ　木造住宅耐震診断において、１階部分の評点が１．０以上であり、２階部分の

評点が０．７未満と診断された旧基準木造住宅又はアに該当する工事が完了し、二段階目の工事として実施する２階部分の評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(7)　段階改修工事　次のいずれかに該当する工事とする。

ア　木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された旧基準木造住宅をその評点が０．７以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

イ　木造住宅耐震診断において、評点が０．７以上１．０未満と診断された旧基準木造住宅又はアに該当する工事が完了し､二段階目の工事として実施する評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(8)　除却工事　次のいずれかに該当する旧基準木造住宅の除却工事をいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に該当する場合は、適正な分別解体、再資源化等を実施したものに限る。

ア　旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（第８号様式）にて一見して倒壊の危険性があると判断された旧基準木造住宅

イ　木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された旧基準木造住宅

(9)　耐震基準　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第１７条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成１８年国土交通省告示第１８５号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。

(10)　社会資本整備総合交付金交付要綱　国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号）をいう。

(11)　リフォーム工事　住宅の機能や性能を維持･向上させるため、耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事と併せて住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え、更新等を行う改修工事をいう。

(12)　利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(13)　国の補助金等　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項各号に規定するものをいう。

（一部改正〔平成１８年告示９４号・１９年１６５号・２０年１６２号・２１年２００号・２３年１１３号・３７１号・２４年３４４号・２５年５１１号〕）

（補助対象）

第３条　前条第５号、第６号、第７号、第８号及び第１１号に定める工事に対し、他

の公的補助金の交付を受ける場合又は利子補給若しくは介護保険から支給される場合は補助対象としない。

2　前条第１１号に定める工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1)　耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事

(2)　建物でない外構工事

(3)　容易に取り外しができるものを設置する工事

(4)　建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

3　前条第１１号に定める工事は、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者の施工によるものでなければならない。

（一部改正〔平成１８年告示９４号・１９年１６５号・２１年２００号・２３年３７１号・２４年３４４号・２５年３３６号〕）

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件及び補助額は次表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第２条第５号に該当する工事	１棟当たりの耐震補強工事に要する経費と１５０万円のいずれか少ない額(以下「耐震補強工事補助額」という。）
対象となる住宅の所有者が第１７条に規定する利子補給制度を利用して行う、耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第２条第５号に該当する工事	耐震補強工事補助額から国の補助金等を控除した額
対象となる住宅の所有者が行う部分改修工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する	第２条第６号アに該当する工事	１棟当たりの部分改修工事に要する経費と８０万円のいずれか少ない額
	第２条第６号イに該当	１棟当たりの部分改修

経費（工事監理費を含む。）	する工事	工事に要する経費と７０万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行う段階改修工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第２条第７号アに該当する工事	１棟当たりの段階改修工事に要する経費と８０万円のいずれか少ない額
	第２条第７号イに該当する工事	１棟当たりの簡易な耐震補強工事に要する経費と７０万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費	第２条第８号ア又はイに該当する工事	１棟当たりの除却工事に要する経費の１００分の２３の額と４０万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	第２条第１１号に該当する工事	第２条第５号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合は１棟当たりのリフォーム工事に要する経費の３分の２の額と４０万円のいずれか少ない額 第２条第６号及び第７号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合は１棟当たりのリフォーム工事に要する経費の３分の１の額と２０万円のいずれか少ない額

２　対象となる住宅において第２条第５号から第７号までに掲げる工事と第２条第１１号に掲げる工事を併用して施工する場合は、１棟当たりの補助額は前項の表中補助額の欄に掲げる額の合計額とする。

３　補助金の交付は、同一棟について１回限りとする。ただし、２段階目の段階改修工事又は部分改修工事を行う場合はこの限りではない。

４　第１項で定める補助額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一部改正〔平成１８年告示９４号・１９年１６５号・２０年１６２号・２１年２００号・２３年１１３号・３７１号・２４年３４４号・２５年３３６号・３０年１３６号・３１年１７７号〕）

（補助金交付申請及び決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事請負契約の締結及び耐震補強工事等の着手の前に木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書（第１号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は１部とする。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（一部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（中間検査）

第６条　市長は、前条の補助金交付決定通知の後、必要があると認められる場合には、当該工事現場に立ち入り、検査を行うことができる。

２　市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認められる場合において、申請者に対し、工事を適切に行うべきことを命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、市長は、前条の補助金交付決定を取り消すことができる。

（追加〔平成２０年告示１６２号〕、一部改正〔平成２１年告示２００号〕）

（計画の変更等）

（計画の変更等）

第７条　申請者は、申請内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）又は工事を中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書（第３号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　申請者は、利子補給制度を辞退又は審査落ちした場合は、辞退又は審査落ちした旨の通知の発行を金融機関に依頼し、木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認

申請書（第３号様式）にこれを添付して市長に提出しなければならない。

３　前項の軽微な変更とは、予定工期の変更及び補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における２０パーセント以内の変更をいう。

４　市長は、第１項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号・２５年３３６号〕）

（完了実績報告）

第８条　申請者は、当該補強工事が完了したときは、木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書（第５号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。その提出部数は１部とする。

２　前項の書類は、耐震補強工事等が完了したときから起算して３０日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の３月２０日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２３年１１３号・２４年３４４号〕）

（完了検査）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

２　市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合は申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、市長は、第５条の補助金交付決定を取り消すことができる。

（追加〔平成２０年告示１６２号〕、一部改正〔平成２１年告示２００号・２４年３４４号〕）

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、第８条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２１年２００号・２４年３４４号〕）

（補助金の請求）

第１１条　申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して１０日以内に木造住宅

耐震補強工事等補助金支払請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

２　申請者が前項の補助金を請求するに当たり、その請求及び受領について、木造住宅耐震補強等補助事業を実施した事業者（以下「工事事業者」という。）に委任する場合は、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書に、代理請求及び代理受領委任状（第９号様式）を添付しなければならない。この場合において、前項中「申請者は」とあるのは、「工事事業者は」と読み替えるものとし、市長は適切な請求を受けた場合は委任を受けた工事事業者に補助金を支払うものとする。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号〕）

（決定の取り消し）

第１２条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(3)　その他補助金の使用が不適当と認めたとき。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号〕）

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号〕）

（書類の整理等）

第１４条　申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号〕）

（補助金の評価）

第１５条　市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（追加〔平成２５年告示３３６号〕）

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成２０年告示１６２号・２４年３４４号・２５年３３６号〕）

附　則

1　この要綱は、告示の日から施行する。

（一部改正〔平成２５年告示３３６号〕）

2　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

（追加〔平成２５年告示３３６号〕）

附　則（平成１８年３月２７日告示第９４号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度分予算に係る補助金から摘要する。

附　則（平成１９年４月１日告示第１６５号）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日告示第１６２号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日告示第２００号）

1　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

2　改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、平成２１年度以降に着手した耐震補強工事に適用し、平成２０年度以前に着手した耐震補強工事は、なお従前の例による。

附　則（平成２３年４月１日告示第１１３号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、平成２３年度以後に着手した耐震補強工事に適用し、平成２２年度以前に着手した耐震補強工事は、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１０月１１日告示第３７１号）

改正　平成２５年５月２９日告示第３３６号

（施行期日）

1　この要綱は、平成２３年１０月１１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した耐震補強工事に適用し、同日前に着手した耐震補強工事は、

なお従前の例による。

附　則（平成２４年７月３０日告示第３４４号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附　則（平成２５年５月２９日告示第３３６号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、平成２５年度予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附　則（平成２５年１２月５日告示第５１１号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２７日）告示第１３６号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）告示第２５０号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正は告示の日から施行する。

附則（令和４年８月１６日告示第４９７号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（令和５年２月２２日告示第５５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和６年７月２日告示第５３５号）

（施行期日）

1　この要綱は、告示の日から施行し、令和６年度予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。

3　市長は、第１０条の規定による通知を行ったものを除き、改正前要綱の規定に基づき行われた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、改正後要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、すでに補助金交付決定が行われている交付申請については、補助金交付の変更の決定を行い、木造住宅耐震補強工事等計画変更承認通知書（第４号様式）にて申請者に通知するものとする。

附　則（令和７年３月２５日告示第１１６号）

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日告示第１７５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和８年６月２４日告示第４４４号）

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、耐震補強工事等を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

記

住宅の概要	住宅の所在	四日市市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋		
	建築年月	年　　月　着工・完成		
	階　　数		延べ床面積	坪・㎡
	併用住宅の住宅以外の面積	坪・㎡		
	耐震診断における構造評点	0.7未満　・　0.7以上1.0未満		
	旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査の有無	有　・　無		

工事費等	予定工期	年　　月　　日～　　年　　月　　日
	工事種別	１：耐震補強工事　２：部分改修工事　３：段階改修工事 ４：部分改修工事（２段階目）　５：段階改修工事（２段階目）　６：除却工事
	利子補給制度【リ・バース60】利用の有無	有　・　無
	工事費	円
	補助申請額	円

第２号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　住宅の所在地　　四日市市

３　住宅の種類

４　その他　　補助金交付申請書のとおり

※　関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後５年間は保管してください。

第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

四日市市長

所有者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書

年　　月　　日付け第　　号　により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　住宅の所在地　　四日市市

２　住宅の種類

３　工事種別

４　申請の内容　　変更　・　中止

５　変更の内容

６　変更・中止の理由

第４号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

１　住宅の所在地　　四日市市

２　住宅の種類

３　工事種別

４　申請の内容　　変更　・　中止

５　補助金交付額　　変更なし　・　変更あり（　　円）

６　変更の内容

第５号様式（第８条関係）

年　　月　　日

四日市市長

申請者　住　所
氏　名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書

年　　月　　日付け第　　号　により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画について、下記のとおり工事が完了したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第８条第１項の規定により報告します。

記

１　住宅の所在地　　四日市市

２　住宅の種類

３　完了の年月日　　年　　月　　日

４　添付書類

(1) 工事契約書及び領収書等の写し

(2) 工事の内容がわかる写真

(3) 工事監理者等の三重県木造住宅耐震診断講習受講終了証明書の写し

※除却工事の場合は不要

(4) その他、市長が必要と認める書類

５　耐震性能の確認

※除却工事の場合は不要

本件工事は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認しました。

工事監理者等　氏名

第６号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　住宅の所在地　　四日市市

２　住宅の種類

３　交付決定額　　円

４　交付確定額　　円

第７号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

四日市市長

申請者　住　所

氏　名

電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　住宅の所在地　　四日市市

２　住宅の種類

３　支払請求額　　円

第８号様式（第２条第８号関係）

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日：　　年　　月　　日

調査者氏名：

Ⅰ）　建築物の概要

１．建築物の所有者：

２．建築物所在地：

３．階数：

４．居住の有無：

Ⅱ）　前提条件の確認（いずれも必須）　　チェック欄

木造住宅である	
昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した	

Ⅲ）　一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

（１以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

第９号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

四日市市長

申請者(委任者)　住　所
氏　名　　印
電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年　　月　　日付け第　　号―　　により補助金交付確定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等補助金（金　　円）の請求及び受領について、下記の者に委任します。

記

受任者（工事事業者）　所 在 地
会 社 名
代表者名　　印

振込先金融機関名	金融機関名	銀行　信金　　支店 信組　農協　　支所						
	預金の種類	普通　・　当座						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義人							

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡しください。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書」と併せて提出してください。

第１号様式（第５条関係）

（全部改正〔平成２５年告示３３６号〕）

（一部改正〔令和３年告示２５０号〕）

（一部改正〔令和６年告示５３５号〕）

（一部改正〔令和７年告示１１６号〕）

（一部改正〔令和８年告示１７５号〕）

第２号様式（第５条関係）

（全部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（一部改正〔令和７年告示１１６号〕）

第３号様式（第７条関係）

（全部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（一部改正〔令和３年告示２５０号〕）

第４号様式（第７条関係）

（全部改正〔平成２５年告示３３６号〕）

（一部改正〔令和７年告示１１６号〕）

第５号様式（第８条関係）

（全部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（一部改正〔令和３年告示２５０号〕）

（一部改正〔令和６年告示５３５号〕）

（一部改正〔令和７年告示１１６号〕）

第６号様式（第１０条関係）

（全部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（一部改正〔令和７年告示１１６号〕）

第７号様式（第１１条関係）

（全部改正〔平成２４年告示３４４号〕）

（一部改正〔令和３年告示２５０号〕）